

- オ 基点3から真方位0度、181メートルのところ
 カ 基点3から真方位330度、200メートルのところ
 キ 基点3から真方位255度、545メートルのところ
 ク 基点4から真方位290度、2,090メートルのところ
 ケ 基点4から水俣市西湯の児岬を見通した線上、基点4から800メートルのところ
- (5) 天草郡河浦町崎津地先
 次の基点1と基点2を結んだ線以東の水域において、基点1と基点2を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点1 河浦町と天草町との海岸線おける北側境界
 基点2 河浦町と天草町との海岸線おける南側境界
- (6) 天草郡河浦町宮野河内地先及び新和町地先(天共第10号共同漁業権漁場内河浦町宮野河内地先及び新和町地先)
 次の基点1とア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点天第179号(牛深市牛深町と河浦町宮野河内との海岸線における境界)
 基点2 熊本県漁場基点天第181号(天草郡河浦町上の島灯台)
 基点3 熊本県漁場基点天第183号(天草郡河浦町宮野河内女岳押し鼻東端)
 基点4 熊本県漁業基点天第215号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界船瀬鼻南端)
 基点5 本渡市と天草郡新和町との海岸線における境界
 ア 基点1と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度43分の線と天草郡新和町立の鼻から天草郡河浦町上馬力島西端を見通した線が交わるころ
 イ 基点2と鹿児島県諸浦島南西端の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17度、300メートルのところ
 ウ 基点3と鹿児島県侍島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分1,800メートルのところ
 エ 基点3と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
 オ 天草郡新和町立の鼻から天草郡御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から1,260メートルのところ
 カ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
 キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎540メートルのところ
 ク 本渡市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ
 ケ 檜浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ
 コ 本渡市楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点
 サ 基点5から真方位105度の線が対岸に至る線上、基点5と対岸との中央点
- 2 指示の有効期間
 平成16年8月1日から同年12月31日までとする。

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成16年7月23日

熊本県文化財保護審議会

- 1 開催日時
平成16年8月6日(金)
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話 096-383-1111 内線6713)

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成16年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年7月23日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成16年7月30日（金）
午前10時00分から午後12時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28番51号
熊本テルサ 2階 ひばりの間
- 3 議題
(1) 熊本県公共事業再評価監視委員会の依頼状交付
(2) 平成16年度熊本県公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 6052）